令和元年11月定例会　総務委員会（付託）
令和元年12月10日（火）
〔委員会の概要　経営戦略部・監察局関係〕

岡田委員長
　ただいまから，総務委員会を開会いたします。（10時33分）
　直ちに，議事に入ります。
　これより，経営戦略部・監察局関係の審査を行います。
　経営戦略部・監察局関係の付託議案については，さきの委員会において，説明を聴取したところでありますが，この際，理事者側から追加提出議案について，説明を願うとともに，報告事項があれば，これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加），説明資料（その２））
　○　議案第12号　職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
　○　議案第13号　知事等の給与に関する条例の一部改正について

【報告事項】
　○　令和２年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料１）
　○　令和２年度に向けた監察局の施策の基本方針について（資料２）
　○　令和２年度に向けた出納局の施策の基本方針について（資料３）

久山経営戦略部長
　11月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして，お手元に御配付の令和元年11月徳島県議会定例会提出議案（追加），１枚物により御説明いたします。
　今回，追加提出いたしました案件は，議案第12号から第15号までの条例案４件となっております。以下，その概要を御説明申し上げます。
　第12号，第14号及び第15号の条例改正につきましては，本県の一般職の給与について，人事委員会勧告に基づき改定を行うものでございます。
　第13号の条例改正につきましては，知事等の特別職の給与について，国の特別職に係る期末手当の支給割合が引き上げられることに準じ同様の改定を行うとともに，給料の削減措置については，引き続き県内の景気動向を見極めるため，令和２年４月から翌年３月まで継続するものでございます。
　追加提出議案の全体状況の説明につきましては，以上でございます。
　続きまして，経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出議案につきまして，お手元の総務委員会説明資料（その２），横長の資料によりその概要を御説明申し上げます。
　今回，提出いたしました議案は，条例案２件でございます。
　説明資料１ページをお開きください。
　１，その他の議案等といたしまして，条例案２件を１ページから３ページまで記載してございますが，内容につきましては，先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては，以上でございます。

続きまして，経営戦略部から１点，御報告申し上げます。

お手元の資料１を御覧ください。

令和２年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてでございます。

経営戦略部といたしましては，県庁を支える基盤である「ヒト・モノ・カネ・情報」の最適化と強靭化を進めることで，徳島版ＳＤＧｓの実現につなげてまいります。

まず，時代の潮流・課題といたしまして，行政サービスの向上とワーク・ライフ・バランスの実現の両立，情報利用環境の変化に対応するＳｏｃｉｅｔｙ5.0の実現に向けた仕組み作り，またコストと安全性を考慮した県有施設の老朽化対策，厳しい財政状況を鑑みた財政構造改革の着実な推進を図ることが求められております。

こうした課題の解決を図りながら，目指すべき方向性といたしまして，組織対応力を重視した組織・職員体制の整備，ＡＩ・ＲＰＡに加え５Ｇなどの未来技術を活用したスマート県庁の実現，施設の長寿命化と既存・リタイアインフラの有効活用の推進，未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立を目指し，しっかりと取り組んでまいります。

その実現に向けた施策の方向性としましては，まず一つ目の柱として「ヒト」と「情報」に着目し，未来技術を活用した徳島スタイルの創出を目指してまいります。

「ヒト」につきましては，ＡＩやＲＰＡなど第４次産業革命の技術の積極的な活用やテレワークをはじめとした多様な働き方の実装により，働き方改革の推進を図るとともに，職員の年齢構成の是正や計画的な採用など社会情勢と行政需要の変化に応じた適正な定員管理に努めることで，組織体制の最適化を図ってまいります。

次に，「情報」につきましては，県ホームページやＳＮＳなど時代に即した様々な媒体を活用し，県民の皆様方はもちろん，国内外に向けた戦略的な広報展開を図るとともに，５Ｇ実装を見据えた環境整備により超高速通信を活用した情報発信力の強化を図ってまいります。

次に，二つ目の柱として，「モノ」と「カネ」に着目し，未来投資に向けた歳入・歳出改革に努めてまいります。

「モノ」につきましては，老朽化が進行する公共施設について，長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を行うことにより，ライフサイクルコストを最小化しながら県有施設の長寿命化を図るとともに，庁舎の空きスペースなどの既存ストックや役割を終えたリタイアインフラの有効活用により，新たな価値の創造に努めてまいります。

最後に，「カネ」の部分では，今定例会の御論議を踏まえて策定いたします新たな財政構造改革基本方針の着実な推進により，県民目線，現場主義に立った政策創造と県政の基盤となる健全財政の両立を図るとともに，自動車税におけるネットバンキングやクレジット収納の導入をはじめとした公金収納方法の多様化によって，県民の皆様方の利便性向上を図ってまいります。

以上の取組について，県民目線，現場主義，スピード重視の三つの視点をもって取り組むことにより，質の高いサービスの提供の実現を図り，県民満足度の向上を目指してまいります。

以上，令和２年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

経営戦略部の報告事項は，以上でございます。

御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

田中監察局長

続きまして監察局から，令和２年度に向けた監察局の施策の基本方針につきまして，御報告をさせていただきます。

お手元の資料２を御覧ください。

監察局といたしましては，公平・公正な県政の運営，県民参加による県政の運営，適正・健全な団体運営の確保を三つの柱として，具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず，公平・公正な県政の運営についてでございます。

１点目の適切な行政運営の確保・不祥事根絶につきましては，定期監察・随時監察に加え，新たに内部統制に関するモニタリング調査を実施するなど，重層的なチェック体制の構築により不祥事の未然防止，再発防止を図るとともに，行政不服審査法に基づく審査請求に対し迅速かつ的確に対応してまいります。また，適切な法制執務及び文書管理事務により，行政の適正かつ円滑な執行を推進してまいります。

２点目の不当要求行為への適切な対応につきましては，不当要求行為に対し，対応能力の向上を図り関係部局と連携し，き然とした対応を徹底してまいります。

３点目の情報公開・個人情報の適正な取扱いにつきましては，県が保有する情報の適正な公開，積極的な提供，また個人情報の適正な取扱いを確保してまいります。

次に，県民参加による県政の運営についてでございます。

１点目の「すだちくんテラス」等を活用した情報発信につきましては，すだちくんテラスやとくしま丸ごとＡＩコンシェルジュ（仮称）の運用により，総合窓口機能強化を図り，県政情報の効果的な発信を進めてまいります。

２点目の「県政運営評価戦略会議」による評価につきましては，第三者機関である評価戦略会議において，県民目線・現場主義に立脚した政策評価を実施することにより，行動計画及び総合戦略の見直しや新たな政策展開につなげてまいりたいと考えております。

３点目の県民目線の施策の展開・若者の県政参加の促進につきましては，パブリックコメントやとくしま目安箱など，県民からの意見・提言を県の事業や施策に積極的に反映するとともに，若者の県政参加の促進に向け，県政バスや県庁舎見学などの広聴事業を充実させてまいります。

最後に，適正・健全な団体運営の確保についてでございます。

農林水産団体・社会福祉法人・公益法人等に対する厳正な検査の実施につきましては，職員の検査スキルの向上を図り，公認会計士等の専門的知見を得て，厳正な検査を実施するとともに，検査の結果・指摘に基づき指導部局と緊密に連携し，団体の内部管理体制の強化や運営健全化の支援を進めてまいります。

監察局からは，以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

栗原会計管理者

続きまして出納局から，令和２年度に向けた出納局の施策の基本方針について，御報告

させていただきます。
お手元の資料３を御覧ください。
令和２年度は，厳正かつ効率的な出納業務の追求と働き方改革の実践をテーマに，３点の重点事項に取り組んでまいります。
資料の左側，まず１点目は，ＲＰＡ等革新技術を活用したスマート会計の実装として，ＲＰＡの本格導入をはじめ人工知能を活用し，紙に書かれた文字をスキャナーで読み込み書かれている文字を認識して電子データ化するＡＩ－ＯＣＲの実用化の実証，また大規模災害時の被災者支援資金相談機能の強化など，これまで取り組んできた成果を踏まえ，来年度においては，スマート会計の進化・拡大，災害対応力強化として，更なるＲＰＡの全庁利用の拡大，専門的人材の育成をはじめ，大規模災害時における資金安定供給体制の強化を図り，働き方改革と県民の安全安心の実現につなげてまいります。
次にその右側，２点目は，全庁的な未収金対策として，平成25年度から全庁的な未収金対策を実施し，特に重点未収金９債権の取組強化を行った結果，下段のグラフのとおり，平成30年度までの６年間で約12億円の削減を図ることができました。今後も引き続き，着実に未収金を削減するため，未収金の発生抑制や回収率の向上のほか，税以外の収納手段の拡大やキャッシュレス化の推進による県民の皆様の利便性の向上を図るなど，県民負担の公平性と歳入の確保に努めてまいります。
最後に資料の右側，３点目は，工事検査の効率化と技術継承として，工事検査管理システムによる工事成績評定業務の効率化やタブレット端末の活用など，これまでの取組の成果を生かしながら，来年度におきましては，ベテラン検査員の知見を施工段階から反映できるよう，検査時の指導内容等を集約，また工種ごとに整理するとともに，速やかに現場監督員に情報提供を行うことにより，施工中における公共工事の品質向上につなげてまいります。
出納局からは，以上でございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡田委員長
以上で，説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岩丸委員
私からは，米軍機の低空飛行訓練について，お伺いをいたします。
６月の委員会でも確認したところ，４月，５月で14回の目撃があったということでありましたが，その後も目撃情報がかなり多くなっているということであり，県南部や西部の山間部でも多いというふうに聞いております。特に，那賀町と私の地元の神山町の境界付近でも目撃されたということであります。
そこで，まず本年度の目撃回数や場所などの情報を確認したいと思います。また，過去の目撃情報と比較して，どういった状況になっているのか，御報告ください。

臼杵総務課長
　岩丸委員から，米軍機の低空飛行に関しての御質問でございます。
　本年度の目撃情報につきましては，年度単位で計算しておりますけれども，４月以降，米軍機かどうかの確認中のものも含めまして，昨日の12月９日現在で40回，40日の情報が寄せられているところでございます。
　過去の状況と比較いたしますと，昨年度の平成30年度は，同じ時期では９回，１年間を通しますと19回の目撃でございました。平成29年度は，同じ時期で５回，１年間で12回でございました。
　また，ここ10年ほどを捉えまして申し上げますと，最も目撃情報が多かったのが平成27年度でございまして，同じ時期で20回になります。１年間を通しますと37回でございまして，現時点で既に，その１年間の回数を上回っている状況でございます。
　場所でございますが，目撃情報の多いエリアといたしましては，牟岐町や海陽町，那賀町，三好市などの山間地域で，いわゆるオレンジルートと言われるエリアでございます。
　委員からお話もございましたが，昨年11月５日には，那賀町と神山町の町境でも目撃情報がございまして，この情報につきましても現在，国のほうに米軍機かどうかの確認を行っているところでございます。
　ここ１週間程度，目撃情報が続いておりまして，また例年12月以降になりますと，低空飛行の目撃が多くなる傾向があるというところでございます。

岩丸委員
　同じ時期というのは，去年の12月10日現在ぐらいで９回ということですか。19回というのは，翌年３月までで19回という認識でよろしいですか。

臼杵総務課長
　そのとおりでございまして，現在の時点と翌年の３月までの１年間を通しました数字を申し上げたところでございます。よろしくお願いいたします。

岩丸委員
　分かりました。目撃情報を御説明いただいたのですが，昨日までで40回ということでありまして，過去10年間で最も多い平成27年度を，昨日時点でもう超えているということであります。
　６月の委員会でも過去最大の騒音があったということで，目撃情報があった場合にはその都度，国へ要請しているということでありましたが，改めて本年度の県の対応状況，どのような対応をとっていたのかお伺いしたいと思います。

臼杵総務課長
　県として，どのような対応を行ってきたかでございます。
　県に米軍機と見られます航空機の低空飛行に関する情報があった場合には，その都度，国に対し米軍機かどうかの確認と，米軍機と見られます場合には，住民に不安を与えるような飛行の中止を要請してきたところでございます。

また６月には，本年度４月以降の目撃情報の増加を受ける形で，中国四国防衛局に私自身が久山経営戦略部長名の要請書を持参いたしまして，改めて要請したところでございます。

さらに，国に対して，より強く働き掛けていくことが必要だということで，本年度９月補正予算を頂きまして，騒音測定器をオレンジルート上の全ての市や町に増設いたしまして，現在，設置作業を進めているところでございます。

加えまして，ホームページにサブサイトを創設いたしまして，新たに写真や動画などの映像データを県民の皆様から収集するとともに，米軍機と確認できたこれまでの目撃情報につきまして，公開しているところでございます。

本年度，こういったような新たな対応を行っているところでございます。

岩丸委員

今，御報告の中で，中国四国防衛局に直接要請をされた，またオレンジルート上の市町に騒音測定器の増設をされた，また動画や写真の収集など新たな対応を行っているということでございますが，先ほどの御報告にもありましたとおり，今の時期から年度末までにものすごい目撃情報が増えているということであります。この12月以降，低空飛行することが多いのではないかとも思いますが，住民の皆様の安全安心のために，しっかりと国に働き掛けていく必要があると思いますが，どのように取り組んでいかれますか。

臼杵総務課長

今後，国にどのように働き掛けていくかでございます。

委員からもお話がございましたように，目撃情報につきましては，過去の状況を既に上回っているというところもございます。また今後，低空飛行の目撃情報も増えていくという可能性も高まっているところでございます。

こうした状況を捉える形で，明日の12月11日に，飯泉知事が米軍機の低空飛行につきまして，防衛省に対し直接要請をされることになったところでございます。要請といたしましては，住民に不安を抱かせるような米軍機の低空飛行訓練が実施されないよう，あるいは事前に飛行ルートを把握し提供することなどについて，改めて要請されるところでございます。知事は，これまでオスプレイの訓練がオレンジルート上で開始される際などに，直接防衛省等に要請されてきたところでございますが，今年度の低空飛行の状況を受けまして，直接要請されることになったところでございます。

引き続き，我々事務を担当する者といたしましても，県民の皆様の安全安心の確保に向けまして，しっかりと対応を進めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

明日，知事が防衛省に対して直接要請されるということでございますが，米軍機の低空飛行訓練は，県民の安全安心のため大変憂慮すべき事案でございます。知事は，できる限り国に対して強く要請し，県民の不安払拭のためにしっかりと努めていただきたいとお願いしておきたいと思います。

次に，神奈川県の行政文書のデータ流出について，お伺いいたします。

先日，新聞報道をされておりましたが，神奈川県庁で行政文書が保存されたハードディスクがネットオークションを通じて転売をされていた。また，大量の個人情報や秘密情報を含むデータが流出するという事件が発生したところです。県の共有サーバーに使われていたハードディスクを廃棄する際に，データの消去作業を依頼していた会社の担当者が一部を持ち出してオークションサイトで販売していたとの報道があったのですが，これは大変大きな問題であると認識しております。

同じことが起きないのだろうか，徳島県は本当に大丈夫なのだろうかと心配しているところでございますが，実際に徳島県では，重要なデータが保存されていたハードディスクの廃棄は，どのような手順で，どのような取扱いをしているのか，お伺いいたします。

脇田スマート県庁推進課長

庁内クラウドのサーバーの廃棄ということでございますが，神奈川県でありました重要なデータが保存されたハードディスクということで，本県で言いますと，庁内クラウドのサーバーがこれに当たります。本県の場合，重要なデータが保存されたハードディスクの修理や交換の場合には，実際に職員が立会いの下，最もデータ消去が確実な物理破壊という方法で業者に行わせております。

また，現在利用しております庁内クラウドについてはリースになっておりますけれども，リース期間が来年の令和２年11月までになっております。このリース期間が終了した時には，リース品の一部であるハードディスクにつきましても当課の職員が立ち会い，確実にデータが復元不可能な状況にして返還する予定としております。

このため，使用済みのハードディスクから情報漏えいは起こらないと考えております。今後も業者任せにせず，業者をしっかりと監督していくとともに，庁内クラウドに保存されたデータの取扱いについては，細心の注意を行ってまいりたいと考えております。

岩丸委員

破棄する業者は，どういう基準で選んでいるのか。ある程度，特殊な作業をするのではないかと思うのですが，破棄する業者の選定基準みたいなものはあるのですか。

脇田スマート県庁推進課長

実際，磁気媒体を利用して記録している物ですので，物理的破壊ということで，粉々に磁気媒体を粉砕したり，穴を開けて破壊したりする方法，それから磁気を照射して消去するというようなことになるのですけれども，専門の業者になってまいります。

現在，県の庁内クラウドにつきましては，基盤設備はシスコシステムズキャピタルから借りているのですけれども，運用保守については株式会社ＮＴＴデータ四国徳島営業所に委託しております。株式会社ＮＴＴデータ四国徳島営業所が処分するようになるのですけれども，具体的な業者の選定基準につきましては，専門の業者ということになっております。

岩丸委員

ここしかないのですか。随意契約になっているのですか。ＮＴＴデータだったら間違い

ないのかなと思うのですけれども，そのあたりはどうなのですか。

岡田委員長
　小休します。（10時58分）

岡田委員長
　再会します。（10時58分）

脇田スマート県庁推進課長
　運用保守を委託しております株式会社ＮＴＴデータ四国徳島営業所が庁内クラウドの運営をしておりますので，業者としてはそこが行うことになっております。

岩丸委員
　運用保守は株式会社ＮＴＴデータ四国徳島営業所ということですけれども，破棄するのは，どういうふうに選んでそこになったのですか。

脇田スマート県庁推進課長
　運用保守の時に，破棄も含めて契約しておりますので，株式会社ＮＴＴデータ四国徳島営業所が責任を持って破棄することになっております。

岩丸委員
　そこしかないということですか，分かりました。今のところ対応できているのかなとも思うのですが，再度いろんな手順を見直していただいて，特に神奈川県の例を見ると，会社というか破棄に携わっている人自体がと思ったりもするので，万が一にもそういう不心得を起こさないような手順，先ほどお聞きしたら必ず県職員が立会しているということでもあったのですが，そういったこともしっかりと再確認していただきたいと思います。
　情報セキュリティは，特にこれからのデジタル社会では大変重要と思います。いろんな課題があると思いますが，今後とも引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思うのですが，何か一言ございますか。

藤本経営戦略部副部長
　神奈川県の事案につきまして御質問いただきまして，やはり職員一人一人の情報セキュリティの意識を高く持つということが非常に大事だと思いますので，我々としては，ふだんからそういう研修もしていますし，重要な情報につきましては，暗号化して流出しても見られないような状況にもしております。
　今後，委員からも言われましたけれども，引き続き高い意識を持って，業者の指導，立会い等も含め，適切に対応してまいりたいと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

岩丸委員

しっかりと，今後ともよろしくお願いいたします。

岩佐委員

岩丸委員からのデータの話にもつながるところではあろうかと思うのですけれども，今回，令和２年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針が示されました。また，さきに頂きました，とくしまスマート県庁推進プランの中にも，働き方改革につながるテレワークというようなことが掲げられています。家庭等でも仕事ができるということで，テレワークの推進，またモバイルワークの推進もされているということで，いろんな働き方改革につながる一方，先ほど言われたような情報管理が大変重要になってくるかと思います。

その点について，質問させていただきたいと思います。まず，これまでもテレワークやモバイルワークを進められてきたと思うのですけれども，現状として，県庁内でどれぐらいの方が，テレワークやモバイルワークをされているのか教えていただけたらと思います。

髙﨑行政改革室長

ただいま委員から，テレワークの現状について御質問を頂きました。

テレワークということで，在宅勤務と県庁版のサテライトオフィス勤務，あとモバイルワークといったことで進めております。

まず，在宅勤務についてでございますけれども，平成27年度から主に育児中や介護中の職員を対象に，まずは実証実験から始めまして，翌年度には対象者を全職員に拡大して，平成30年度から本格運用へと移行しております。在宅勤務ですので，通勤時間がないことによります時間の有効活用や環境負荷の軽減，それから自宅で集中して業務に取り組めるということで，効率的な業務執行につながっていると考えているところでございます。平成27年度の実証実験の段階では，実人数が30名でございましたが，平成30年度，昨年度の実績では58名が在宅勤務をしております。

県庁版のサテライトオフィスについては，平成26年度に，まずは万代庁舎に開設いたしまして，年々設置場所の拡大をいたしました。現在では，南部や西部の総合県民局や東京，関西本部など，県内外に計９か所のサテライトオフィスを設置しております。例えば，南部や西部の総合県民局の職員が万代庁舎に会議などで出張してきた際，会議の開始時間までの隙間時間などを有効に活用するなど，始めました平成26年度は，延べ人数で992名でございましたが，年々利用者も増えておりまして昨年度は1,760名の利用となっております。

モバイルワークでございますけれども，こちらも平成26年度に，まずはタブレット端末を50台整備いたしまして，現在は100台に拡大しておりますが，業務効率化のために有効に活用できる所属につきましては年間を通じて貸出しをしておりますほか，出張のほか必要に応じてその都度の貸出しも行っております。出張先からネットワークに接続ができ，効率的な業務執行が行えるということで，平成26年度は延べ人数で1,604名の利用がございましたが，昨年度は3,844名の利用状況となっております。

岩佐委員

在宅勤務，また庁内のサテライトオフィスやモバイルワークと，いろんな形態があって年々利用されている職員の数も増えている状況であるということですけれども，在宅勤務やサテライトオフィス，またモバイルワークで使うタブレットやパソコン等に関して，先ほどタブレットに関しては50台から100台という話もあったのですけれども，やはりどのパソコンでもというわけではないと思うのです。

この管理というか，パソコン等の導入も増えているのかどうか。また，貸出し状況というか，台数が限られているのであれば，重複した場合にどういうふうに利用しているのか。利用される方が増えてきているということで，足りているのかということも踏まえてお答えいただけたらと思います。

髙﨑行政改革室長

テレワークに利用する機器の状況でございますけれども，在宅勤務につきましては専用のパソコンを用意しております。職員がふだん使っているパソコンとは別に，ＶＤＩシステムを導入したシンクライアント端末と言われるもので，パソコンを使った後にパソコン上に情報が残らないような仕様になっております。最初は職員が使っているような同等のパソコンを用意していたのですけれども，職員から，持ち帰るに当たりまして重いという声もありましたので現在は軽量のパソコンを用意し，13台の在宅勤務専用のパソコンを整備しております。その13台につきましては，ネットワーク上のスケジューラーで予約することができ，管理はスマート県庁推進課のほうでしております。

サテライトオフィスに設置しておりますパソコンにつきましても，県内外９か所に20台パソコンを設置しておりますが，こちらもふだん職員が使っているパソコンとは別に，同じようにＶＤＩシステムを導入したシンクライアント端末の専用パソコンを用意しております。

岩佐委員

専用のシステムなので情報が残らないということですが，基本的に専用パソコンでしか仕事をしないので，その中に情報が残らないのでいいと思うのですけれども，実際にクラウド上でいろんな作業を行って終了した場合に，データは残らないのですけれども専用のパソコンやタブレットから情報を，例えばＵＳＢやいろんなネット上の別クラウドに移したり抜き出すことは可能なのでしょうか。

髙﨑行政改革室長

情報の管理について，御質問を頂きました。

テレワークを実施する際に専用パソコンを使って業務を行うわけですが，ふだん日常に使っている県庁の共有ファイルサーバーにアクセスをして利用するようになります。もちろん仕事をした内容は，共有サーバーに保存をし直すことはできます。ふだんと変わらず業務は行えるのですけれども，専用パソコンから，例えばＵＳＢを挿して情報を保存する等はできない仕様になっております。

岩佐委員

故意というか悪意を持って，そこからデータを抜き出すことは不可能だということであろうかと思いますけれども，やはり仕事をしていく上で，先ほどの岩丸委員からの話の中にもあった，情報管理の個々の意識を高めていかなければいけないと思います。

あともう１点，データを抜き出すことはできないのですけれども，タブレットやパソコンを紛失したり盗難に遭った場合に，第三者がデータにアクセスすることは可能なのでしょうか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

ただいま，在宅用のパソコン等が盗難の際に，データは大丈夫なのかという趣旨だったと思います。

この点につきましては，データそのものはサーバーのほうで集中管理されております。実際にやっている画面も仮想的な画面だけのものであって，実際の処理はセンターサーバーでしていまして端末のほうでは全く行われておりませんので，仮に無くしても，端末に入って接続ができない限りは作業をすることはできません。

手続に当たっては，もちろん職員のＩＤだけではなくパスワード，それからドメイン参加と言うのですけれども，県のシステムに入るときに認証を別途端末ごとに掛けております。こういったところを全部満たさないと入れないので，一時的な盗難によってデータが漏出することは，限りなく低いというシステムができていると考えております。

岩佐委員

もし盗難等があっても，そこからデータを見られることは限りなくないということで，ただゼロということは難しいのかもしれない，ほぼないであろうというような仮定であったかと思います。そういう意味でも，やはり，まずは扱う職員の管理意識の向上がベースにあろうかと思います。働き方改革につながるということで，テレワークや在宅勤務，またモバイルワークを推奨していき，一般企業に対してもこういったいろんな働き方があるということを，まず県庁内から発信していただきたいと思っておりますが，先ほどのサーバーのデータ管理も全部そうだと思うのですけれども，やはり一番ベースは，特に個人情報を扱う行政として情報の漏えいがないよう，しっかりと進めていただきながら働き方改革も進めていただけたらと思います。

もう１点，これも働き方改革につながろうかと思うのですが，ＲＰＡに関して少し質問させていただけたらと思います。令和２年度に向けた出納局の基本方針の中に，ＲＰＡを本格導入と書かれているのですが，昨年度ぐらいから導入されたと思うのですけれども，これまでの実績，今年度の実績等も含めて，今後どういうふうにＲＰＡを進めていくのかを教えていただけたらと思います。

竹岡出納局副局長

ただいま岩佐委員から，ＲＰＡの現状についてと今後の取組方針について，御質問を頂きました。

まず，ＲＰＡの現状でございますが，本県においては昨年度ＲＰＡを活用した会計事務自動化実証事業を行いまして，６業務27のパソコン作業でＲＰＡを使って自動化をいたし

ましたところ，パソコン作業時間の削減率96.2パーセントを達成したところでございます。今年度は，昨年度実証いたしましたＲＰＡの効果を全庁に波及させるということで，総務省のＲＰＡ導入補助事業を活用いたしまして，会計事務において本格導入を進めているところでございます。

まず，取組の内容でございますけれども，各部主管課等の実務担当者によります庁内プロジェクトチームを設置いたしまして，全部局での利用促進のための推進役を担っていただくとともに，ＲＰＡの適用業務の拡大や全庁展開に向けた課題の検討等を行っているところでございます。また，全部局での利用で必要となりますライセンスの調達と利用環境の整備を行うとともに，８月に初心者向け研修会を開催いたしまして，市町村職員も含めて112名に参加いただきました。また，昨年度６業務でＲＰＡを使えるようにシナリオというものを作成したのですけれども，そのシナリオの操作研修を７月に開催したところ全庁で71名が参加するというように，かなり庁内の職員の関心が高まっているところでございまして，９月からはヘルプデスクを設置いたしまして職員のサポート体制の構築も図っているところでございます。現在，全部局で100名程度の利用登録を頂きまして，実際の業務で活用している状況でございます。さらに，新たな業務にＲＰＡを活用するために，シナリオと先ほど申しましたけれども，シナリオと呼ばれるＲＰＡ作業の指示書を作成できる人材の養成が大変重要となってまいりまして，今年は９月と11月の２回，シナリオ作成の専門研修を実施し，庁内で40名の職員を養成したところでございます。

これによりまして，今現在，新たに10業務程度の業務でＲＰＡを活用できるよう，新たなシナリオの作成，また効果検証を進めているところでございまして，今年度，具体的に削減効果をお示しするには至っておりませんけれども，新たな業務で更に増やしていこうと考えております。新たな業務の選定に当たりましては，業務の削減効果が大きいと見込まれます，例えば大量に反復，繰り返しの操作を行うような業務，多くの職員が行っているような業務の中から，ＲＰＡを使うのに適切な，自動化に適した業務を選定することと考えているところでございます。

来年度に向けた方向性でございますけれども，先ほど栗原会計管理者からも御説明させていただいたとおり，令和２年度におきましても更なる業務の効率化を図るため，経営戦略部等とも連携いたしましてＲＰＡの全庁利用の拡大を図るとともに，ＡＩ－ＯＣＲというような新しい技術もございますので，そのような革新技術を使いこなせる人材の育成にも積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

岩佐委員

会計事務等の効率化で96.2パーセントもパソコン作業時間が削減されたということで，ＲＰＡ導入は大変大きいものだとは思うのですけれども，シナリオであったり指示書の作成というふうな言葉が出てきて詳しくＲＰＡの工程は分からないのですけれども，やはり最初に扱うのは人で，職員であろうかと思います。

例えば，指示という部分が間違っていたら，全部の業務過程が間違ってしまうおそれもあると思うのですけれど，そういう意味でも人材の育成というか，そういったミスが起こらないよう，最初に扱う人材が重要になってくるかと思います。人材育成を行っていく上で，重要視されている点があれば教えていただきたいと思います。

竹岡出納局副局長

ただいま，ＲＰＡを使う人材育成の面での留意点というか，その辺のところを御質問いただきました。

本年度におきましては，先ほども御説明いたしましたように，初心者向け研修や既に作っているシナリオの操作研修などを実施しているとともに，職員からの利用する中でのいろんな疑問や作り方，例えばシナリオを作るに当たってのいろんな不安，分からないところ等の対応ができるように専門の事業者に委託しまして，ヘルプデスクを設置しているところでございます。その利用を含め，職員が使いやすいよう，また利用環境が適切にできるよう，配慮していきたいと思っているところでございます。

シナリオ作成研修におきましても，先ほど効果検証をしているとお伝えしましたけれども，職員が自ら作成したシナリオがそのままきちんと業務に使えるかどうか，専門の方の知見を頂いて，まずは使って問題がないか，本当に削減効果が図れるのかを検証した上で，実際の業務に使えるようにと考えておりまして，その辺のフォロー体制も含めまして来年度も引き続き対応していきたいと考えているところでございます。

岩佐委員

いろんなヘルプ，バックアップ等も含めて対応されているということであろうかと思います。

このＲＰＡにしても，先ほどのテレワークやモバイルワーク等に関しても，県職員の働き方改革に大きくつながるものだと思っております。いろんなテクノロジー，進展に伴っていろんな手法が出てきているのを大いに取り入れていただきたいと思うのですけれども，重ねてにはなるのですけれども，やはり扱うのは人であり，情報管理に関しては職員の意識向上という部分が一番大きいと思います。しっかりと職員の意識を高めていただいて，新しい技術もどんどん取り入れながら働き方改革にしっかりとつなげ，そこから一般企業等にも，こういった働き方やいろんな技術があるということを広めていただけたらと，要望して終わります。

中山委員

今の岩佐委員の質問の中で，ＲＰＡは私も去年質問させていただいて非常に期待をしていた中，順調に推移し浸透していって時短もなされているのかなと思いますが，例えば会計課において，昨年と今までででの残業時間の推移がすぐ分かれば教えていただきたいのですけれどもどうですか，分からなければいいです。

ＲＰＡによって時間が削減されて，かなりの時間，３万時間が削減されたということをお聞きして非常に喜ばしいことだと思いますけれども，削減した時間をいかに使うかというのを，先ほどの答弁を聞いていたら新たな業務というふうなことで，やはり県庁の皆様は非常に優秀ですからワーカホリックに陥っているのではないかと思います。

まず，基本的なことをお聞きしたいのですけれども，働き方改革の目的とは何なのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

今，働き方改革の目的という御質問がございました。

まず大きくは，職員が本当に働きやすい環境を作ると。その中で，今やはり大きな問題になっておりますのが超過勤務の縮減でございます。その超過勤務を縮減するに当たってのいろんな取組の中で，新たな技術を取り入れて業務の効率化を図っていくのも，大きな目的の一つでございます。

働き方改革をすることによって，職員の業務の質の向上につながり，ひいては県民のサービスの向上につながるというのが，働き方改革の目的と考えているところでございます。

中山委員

非常に優等生の答弁だと思うのですけれども，私はそうではないと思うのです。やはり，これだけ人口が減ってきて，結婚したくてもできない人，また出産したくても子供を産めない人等，そういう人たちをなくすために働き方改革が大切になってくるのではないかと思うのです。

忙しすぎて，自分の時間が取れない。県庁の職員皆さんもそうです，今の季節になったら夜中までこうこうと電気がついていて，いつ帰るのかなと。失礼ですけれど，人間的な生活を皆さんしていますか。県民サービスの向上は，非常に大切なことであり皆さんの本質だと思うのですけれども，まずは定時とは言いませんけれども，ノー残業デーの今の状況はどうでしょうか。

黄田経営戦略部次長

超過勤務の削減に向けて，毎週水曜日につきましてはノー残業デーという形で，全庁的に管理職員が率先して定時退庁できる取組を進めているところでございます。中には，業務によりどうしてもやむを得ない所属もあろうかと思うのですけれども，水曜日につきましてはできるだけ定時に退庁するよう，それぞれ職員が意識をして仕事をし，また周知を図っているところでございます。

中山委員

今，経営戦略部が取り組まれている，この前に頂いた財政構造改革基本方針案の中で，歳出改革に総人件費の抑制とありますけれども，できるだけ人を減らすとか，うがった見方をすれば非正規雇用を増やすとかになってくるのではないかと，これが財政構造改革につながるのかといったら，決してそうではないと思うのです。歳出の中から歳入をというのが，基本的なことではないかと思うのです。

だから，ＲＰＡも非常に大事ですが，それによってできた時間をまた次の業務に当てるというのは，本末転倒ではないかと思うのです。皆さん優秀ですから，せっかく時間ができたから次の仕事をしようという展開になるのかもしれませんけれども，そうではなく，もっともっと自分の時間を作ってゆとりある人生設計をされたら，仕事がよくはかどって県民サービスの向上につながるのではないかと。そこが，働き方改革につながっていくのではないかと思うのです。

やはり，人件費の削減で残業時間を減らすということで，部内でいろいろプレッシャーかどうかは分かりませんけれども，そういうことを目標に掲げてしまって，仕事が残った場合でも帰らなければいけない，それを家に持って帰って仕事をしてしまうということにつながりかねないと思うのです。そうしたら，全く働き方改革にならないような気がするのです。

実際，働き方改革を何のためにするのかということを，もう一度考え直す必要があると思うのですが，いかがでしょうか。

黄田経営戦略部次長

今，中山委員からお話がありましたとおり，効率的な業務の推進を行うという一方，先ほどお伝えできていませんでしたがワーク・ライフ・バランスという形で，職員の健康管理，余暇時間の確保，委員からお話がありましたように家庭生活の充実，社会参加の促進という観点も重要な視点と思っております。やはり，仕事と各自のプライベート部分の両立を図った上で，仕事の質も向上し，それが正に県民サービスの向上につながるということで，ワーク・ライフ・バランスとの両立も当然重要と思っております。その観点で，引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

中山委員

ＳＤＧｓ，持続可能な社会づくりに必要なのは，やはり元気な徳島県だと思うのです。徳島県が元気になるということは，例えば県庁に来た人が，徳島県庁は勢いがあるな，職員の皆さん元気だなというふうなイメージを持ってもらえれば，本当に魅力ある徳島県につながっていくのではないだろうか。皆さんは徳島県の顔なのです。そういう人たちが業務に疲れて，日々，残業残業で疲れた顔を県民の皆様に見せてしまったら，暗い県だなと，そこのどこに魅力を感じますか，感じないと思うのです。やはり，皆さんは徳島県という看板を背負って働いているのだから，来る人に元気を与えなければいけないと思うのです。

だから，そういうことをするためには働き方改革をして，余暇を楽しむような余裕を持った人生設計ができるようなことが大事ではないかと思うのです。そこが，本当に大きな働き方改革，それがＳＤＧｓにつながって，徳島県の魅力アップにもつながってくると思うので，しっかりとその辺のところも釈迦に説法だと思いますが，皆さん無理しないように，やはり健康が一番でございますので，そこら辺を考えながら仕事をしていただきたい。無理した結果，体を壊してしまったら，ほかの人に負担が掛かる。そういうことも考えながら，働いていただきたいと思います。これは，本当に強く要望したいと思いますので，余り遅くまで仕事をしないよう，充実した人生を楽しんでいただきたいと思います。

あと，本会議でもいろいろと徳島市との問題，新ホールの問題，そごう徳島店の問題が出てきて，これは徳島市の問題だというふうに考えられている人も多いとは思いますけれども，自主財源が非常に厳しい本県でございます。税収も厳しいし，特に消費税が10パーセントになって景気も後退しているのではないかと思っております。景気対策の一助として，プレミアム商品券を発行しても売れ残っている。小松島市は，ほとんど売れてないような状況でございます。そういうことを鑑みますと，消費税アップの影響が出てきている

のではないかと。
　それに加えて，来年８月にはそごう徳島店が撤退するという悲しい衝撃的なニュースを受け，ますます税収が減ってくる中で，いかに効率的に自主財源を増やしていかれるのかを，まずお聞きしたいと思います。もし分かれば，そごう徳島店の税収はどれぐらいあるのかも含めて教えていただきたい。

平井経営戦略部次長
　ただいま中山委員から，財政構造改革基本方針案に関連いたしまして，御質問を頂戴したところでございます。
　まず，お話がございましたように，県税は今年度の６月現計で見ましても15.7パーセントと非常に重要な財源で柱になっているところでございますけれども，お話にございましたように本県の場合は，地方交付税が歳入全体の３分の１を占めるということで依存財源に大きく頼っている実情がございます。そういう中で，地方創生，県土強靭化をしっかり進めていくためには，自主財源の充実は非常に重要な要素であると考えているところでございまして，これまでも中小企業の振興施策や農林水産業の振興ということで一生懸命，県を挙げて取り組んできている実情がございます。
　お話にございましたように，そごう徳島店の閉店が来年夏にという発表がなされたところでございまして，税収面についても，例えば法人関係や従業員皆様の住民税で何らかの影響が出てくるのではないかというふうに考えておりますけれども，今現在，徳島市をはじめとして，関係者の皆様にマイナスの影響をできるだけ最小限にとどめようと一生懸命御努力がなされている状況かというふうに承知いたしております。

中山委員
　これは，決して徳島市だけの問題ではないと思うのです。徳島県の先行きに対して，特に財政に対して，ただでさえ財源が厳しい中，真剣にどうしていくのかを平井次長がおっしゃったように，そごう徳島店だけでなく，そこに携わっている従業員の生活もあったり，県全体で考えていかなければいけないと思いますし，財政構造改革という見地からも経済対策をしっかり取り組んでいかなかったら，なかなか財政構造改革の着実な推進にはつながっていかないと思うのです。
　だから，県市協調というか，県だから市だからという問題ではなく，持続可能な徳島県を作っていくためには一丸となって財政構造改革に取り組まないといけないし，ひいては経済対策をしっかり取り組んでいかなくては，なかなか徳島県を持続するのは難しいのではないか，消滅可能性都市の一つに数えられてしまうのではないかと思います。一般質問でも言いましたけれども，県だから市だからという垣根は関係ない。徳島県民の幸せを追求するのが我々，皆さんの責務だと思いますので，そこら辺のところをしっかりと考えて，今後経済の発展のために，また県民の幸せのために取り組む必要があると考えますが，いかがでしょうか。

平井経営戦略部次長
　今，中山委員から貴重なお話を頂戴いたしました。

そごう徳島店の関係につきましては，発表がなされた直後に県の商工労働観光部におきまして，徳島市をはじめ商工団体，関係者の皆さん連携の会議を設け，県内の経済対策や雇用されている皆様の相談窓口設置と，いち早く対応している状況であると承知いたしております。

その上で，今後とも県内企業の振興発展，企業誘致を含めまして，いかに徳島県経済を飛躍・発展させていくのか，この度，国で出されました経済対策の活用も含めましてどうあるべきか，財政課としても聴取いたしまして，必要な事業につきましては，商工労働観光部や農林水産部としっかりと連携する形で経費を計上してまいりたいと考えているところでございます。

中山委員

これは，商工労働観光部の問題で経済委員会の問題になってくると思うのですけれども，そうではなく県庁一丸となって，また県民が一丸となって対策を考えていくべきではないかと思うのです。口酸っぱく言うようですけれども，徳島市だから，徳島県だから，経営戦略部，農林水産部，商工労働観光部とか関係なしに，徳島県民として全ての人たちがしっかりと取り組んでいくべき問題だと思うので，まとめ役として財政課もそうでしょうけれど，皆さん一丸となって経済対策に取り組んでいただきたいと強く要望して終わりにします。

達田委員

先ほどデータの問題について，ほとんど質問していただいたのですけれども，非常に技術が進んでいるのでデータ消去もパッと何かできるのかと思ったのですけれども，穴を開けたり破壊する等，原始的な方法で今やっておられて少しびっくりしました。

そういう中で，公文書に関してですけれども，今議会で明らかにされましたように公文書管理条例を作っていくということです。今，公文書につきましては管理規程があります。今ある徳島県公文書管理規則と条例になった場合，どこがどう違うのかお尋ねいたします。

髙瀬法制文書課長

公文書管理条例，そして現行の規程との関係なりということでの御質問を頂いたところでございます。

現行の文書事務につきましては，徳島県公文書管理規則，あるいは徳島県文書規程といった関係規程に基づいて適正に行っているものと考えております。

公文書管理条例自体の中身につきましては，今後，庁内横断的な検討組織におきまして，国なり先行県の条例の内容，事例等を参考にしながら検討していくことになりますので，現時点で具体的にこういった部分がこうなるというところは説明が難しいのですけれども，県議会の議決によって定めていただきます条例によるということになります。

公文書の管理に対する職員の意識の向上が図られるというところが，まず一つ大きなところではないかと考えております。

達田委員

一般質問でもされていましたけれども，公文書管理条例が必要だ，大事だという中で，行政の意思形成過程の検証などに有効だということで，やはり，今まで意思形成過程がよく分からないと問題になったことがたくさんございます。公文書管理条例の中に，これがどうやって決まったのか，経過が分かるようなものがきちんと公文書として残っていくのか，その点いかがでしょうか。

髙瀬法制文書課長

意思形成過程についての文書の御質問でございます。

現行の徳島県公文書管理規則におきましては，軽微な事案を除きまして，原則として意思決定に当たり文書を作成して行わなければならないとされております。現状におきましては，意思形成過程に係る文書の作成につきましては，文書作成に係ります事務・事業ごとにそれぞれ内容も千差万別，異なっておりますので，どのような場合に作成するかについて一律に基準を示すことは困難で，各事務・事業を熟知しております担当部局において判断していただいております。

本県の公文書管理条例におけます意思形成過程を含む取扱いにつきましては，今後立ち上げます庁内横断的な検討組織におきまして，国あるいは先行県の事例も参考にしながら検討させていただきたいと考えております。

達田委員

中身についてはこれからということですけれども，今現在，徳島県公文書管理規則によりますと保存期間が30年，10年，５年，３年，１年，そして１年未満となっているわけですけれども，この１年未満の期間というのが，この前の桜を見る会の問題で，資料を提出してくださいと言ったその日にシュレッダーに掛けたということで大きな問題になりました。

徳島県の場合，１年以上保存する必要がないと認められる公文書が１年未満の期間となっているのですけれども，保存する必要がないと認められる公文書というのはどういうもので，誰が認めるのかをお尋ねいたします。

髙瀬法制文書課長

現行の徳島県公文書管理規則の１年未満の公文書についての御質問でございます。

公文書の保存期間につきましては，規則の別表におきまして，30年から１年未満まで，公文書の基準を示して規定しております。様々な事務・事業につきまして，毎日のように非常に多くの文書が作成されておりますけれども，繰り返しになりますが，事務・事業ごとにそれぞれ内容が異なっております。作成する個々の具体的な文書が別表のどの区分に該当するのかにつきましては，事務・事業の内容を熟知，精通しております各所属におきまして判断していただいております。

保存期間が１年未満のものにつきましても，どういったものがこれに該当するかにつきましては，内容に精通している各所属におきまして，その文書の必要性等に応じて適正に判断いただいていると考えております。

達田委員
　つまり，その担当している課の長の方が，１年未満で廃棄できますということを決められるということですね。課長なのですか，部長なのですか。

髙瀬法制文書課長
　徳島県公文書管理規則におきまして，課等の長が，当該課等の公文書の管理に関する事務を総括するということになっておりまして，課長なりで判断することになっております。

達田委員
　これまで，特にとくしま記念オーケストラ問題などで，意思決定の過程が見えないということが問題になってまいりました。どこで，どういうふうに決まっていったのかということが分からない。当初予算から，途中で大きく金額が膨らんでいくというようなことがありましたけれども，なぜそうなったのか全く分からないわけです。質問いたしましても，それについてはきちんとした答えがない，文書質問しても答えがないというようなことがございました。
　とくしま記念オーケストラ事業に関わる全ての資料を明らかにするべきだと，県民の皆さんからも要望が出ていたわけですけれども，全ての資料は保存されているのか，公文書としてきちんとあるのかどうか，お尋ねしたいと思います。

髙瀬法制文書課長
　繰り返しになりますけれども，個々，具体の公文書の作成・保管状況につきましては，各所属で管理をしておられますので，当課のほうでは御回答できないところでございます。

達田委員
　あるかどうかというのは，その課に聞かないと分からないということになるわけですよね。
　ここで，もう一つお聞きしたいのですけれども，３年，５年，10年，30年と，今の規則の中で公文書とされているのは，ほとんどが決裁文書です。決裁文書で重要なもの，それから訴訟や不服申立てに関する公文書というのは置いておかなければいけないと書かれておりますけれども，その内容がどうなのか一つ一つ聞いていかないと分からないのではないかと思うのです。ですから，決裁文書はもちろん公文書としてあるけれども，その決裁に至るまでの過程が分かるものがないと，せっかく条例を作っても大事なところが抜けていることになってしまうと思うのです。
　今度，条例を作るに当たっては，きちんと全てのことが分かるような条例にしなければいけないのではないかと思うのですけれども，皆さんから原案が出てくるわけですから，そういうものをきちんと出していただけるように是非お願いしておきたいと思いますが，いかがでしょうか。

髙瀬法制文書課長
　公文書管理条例の内容につきましては，繰り返しになりますけれども，今後，庁内横断的な検討組織におきまして，国あるいは先行県の事例を参考にしながら検討してまいります。そういった中で，今頂いた意見なども含めながら検討していきたいと思っております。

達田委員
　先ほどのハードディスクの問題ですけれども，何で分かったかというと，中古を買った方が見てみたらいっぱい情報が入っていて，これは大変だということになったということです。
　この中に入っていたのが，税金の滞納者と滞納額，差押えを検討する書類，入札金額について検討した書類，学校の教職員名簿，発電所の設計図と見られる図面，職員の勤務表，水道局の工事に関する図面等々と書かれているのですけれども，徳島県の場合は，これらをどういうふうにして公文書として保存されているのでしょうか。
　例えば，税金の滞納者と滞納額，差押えを検討する書類は，今の規則で言いますとどこに入るのでしょうか。

熊尾税務課長
　今，税務情報の御質問を頂きましたけれども，滞納情報等に関する税情報につきましては，システムで管理をしてございます。したがいまして，そのシステムの中で情報が管理されているところでございます。
　また，滞納者に係ります差押えに至るまでの検討事項と申しますのは，各徴税吏員がそれぞれ担当を持っておりますので，その中で管理が行われるものと考えてございます。

達田委員
　そうしましたら，例えば差押えをされた方が，何で差押えをされたのか経過が分かるものを見せてくださいと，その課に本人が行った場合には見せてもらえるのでしょうか。

熊尾税務課長
　御本人の情報の場合，本人情報ということで公開の対象になろうかと思いますけれども，その上で判断等に含まれる情報につきましては，それぞれ個別に検討した上で判断が行われると考えます。

達田委員
　分かりました。
　それではもう一つ，入札金額について検討した書類というのはどうなるのでしょうか。

矢田公共入札担当室長
　ただいま，入札に関する金額についての管理の質問でございますが，徳島県では電子入

札ということで，電子入札のシステムを導入しております。他県でも同じでございますが，それらの情報は，電子入札のシステムの中で管理されていることとなっております。

達田委員
　これが，今は電子入札になっていますけれども，もう要らないからと廃棄に出されたもので，かなり古いものではないかと思うのです。ですから，今はそういうふうにされていると思うのですが，昔はそうでなく紙媒体でされていたと思うのです。そういうものも全てハードディスクの中に入って，30年というものも全部入った状態で廃棄をするという状態になっているのか。それとも，昔のままいっぱい紙があるのか。そこが分からないので教えていただきたいのです。

矢田公共入札担当室長
　公共入札担当のところで，入札に関する書類等の保存期限が済みましたものについてはシュレッダー等に掛けておりますので，過去のそういった保存期限の済んだ書類は残っていないと承知しております。
　ただ，私どもで扱っておりますのは，県民局，県土整備部や農林水産部の２億円以上の工事と2,000万円以上の委託に関するものになりますので，私が知り得る限りではそういう答弁となります。

達田委員
　今お聞きいたしますと，いろいろなケースでそれが保存されているか，また１年未満でもうなくなってしまっているかというようなことで，なかなか県民が知りたいものがすぐにあるのかどうかというのが，どうもはっきりしないような状況ではないかと思えるのです。
　一番大事なのは，いろいろ事業を行った，またいろいろ決定したことがどうやって決定されていたのかという，意思決定過程が分かるようなものを条例に盛り込んでいかないと，県民が本当に知りたいことが全て知ることができないような思いがいたしますので，せっかく作ると言うのですから本当に良い条例になるように願っております。

岡田委員長
　質問の途中ですが，午食のため休憩いたします。（11時59分）

岡田委員長
　休憩前に引き続き，委員会を再開いたします。（13時01分）
　それでは，達田委員どうぞ。

達田委員
　それでは，引き続きお尋ねをいたします。先ほども質問がございましたけれども，四国での米軍機の低空飛行についてです。
　米軍機の低空飛行訓練につきましては，県に良いホームページを設けていただいて，非

常によく分かる資料ができていると思います。ただ，先ほど４月以降40回ということですけれども，今現在ホームページに載せられているのが６月24日までで34回です。後の分は，どういうふうな検証をして，ホームページに載るのはいつ頃になるのでしょうか。

臼杵総務課長
　米軍機の低空飛行に関しての御質問でございます。
　本年度ホームページを改修いたしまして，これまでの目撃情報を一覧という形になりますけれども，掲載を始めているところでございます。
　先ほど，岩丸委員からの御質問にお答えしましたように，本年度40回の目撃情報があるところでございますが，ホームページに掲載しているのは，それよりも少ない数字が出ているかと思います。これにつきましては，目撃情報があるたびに国のほうに米軍機かどうかの確認を依頼しておりまして，その確認ができたもの，米軍機と認められると分かったものにつきまして，掲載しているところでございます。

達田委員
　確認ができたものから掲載していくということですね。
　そして明日，知事が要請に行かれるということですけれども，飛行ルートを事前に報告してもらいたいと，これは本当に当然のことだと思います。オレンジルートと言いますと，徳島県内では，ドクターヘリや防災ヘリがいつ飛ぶか分からない状況の中を低空飛行してくるということで非常に危ない，せめて飛行ルートを先に知らせてもらいたいということは当然だと思います。
　もう一つは，住宅地や学校等があります市街地を飛ぶとき，それからそうでない所というのは，飛行高度の規制が掛かっていると思うのですけれども，取り決めている飛行高度よりもずっと低い高度で飛んでいるのではないかと，今まで何回も指摘されてきたのです。知事におかれては，そういう飛行高度の協定を守ってくれていないのではないかということを，きちんと聞いていただけるのか。その点，いかがでしょうか。

臼杵総務課長
　米軍機の低空飛行に関して，知事が要請することに関しての御質問でございます。
　米軍機の低空飛行に関しましては，その飛行高度につきましては航空法第81条の有視界飛行の高度ということで，委員からもございましたけれども，人家の密集地では300メートル，その他の地域では150メートルと定められていて，平成11年１月の日米合同委員会におきまして合意されているところでございます。
　私ども，これまでも目撃情報のたびに国に対しまして，県民の皆様が不安を抱くような低空飛行については中止の要請をしていただきたいというふうな要請をしてきたところでございます。明日，知事が行います要請に当たりましても，そうした内容を強く要請するところでございます。

達田委員
　全国知事会からも米軍の演習の件に関しましては，国内法が適応できるようにと申入れ

をされていると思うのです。これが実現しないと，住民の皆さんが毎日のように飛んでくる米軍機に対して非常に恐怖感，それから実際に飛びますと非常に危ないのではないかというような思いを持たれるわけです。

知事におかれては，せっかく要請していただけるのでしたら，今までの飛行高度，何メートルを飛んだのかはっきりさせていただきたい。今まで２回ほど，私どもの写真によって判定していただいたのですけれども，やはり150メートルよりも低い位置を飛んでいるということで，94メートルとか非常に低い位置を飛んでいることが解析の結果，分かっています。しかし，これは民間が調べていますので，正式なデータとしては載せていただけていないのです。

やはり，県なり国なりがきちんと調べていただいて，米軍機が一体どれぐらいの高度で飛んでいるのか，それが市街地であったのかどうか，はっきりさせていただきたい。もし，過去に市街地を低い高度で飛んでいたということでありますと，これはきちんとやめていただきたいと申し入れていただきたいと思います。是非，それを知事からもおっしゃっていただきたいのですけれども，その点いかがでしょうか。

臼杵総務課長

知事からの要請に当たりまして，日米合同委員会で合意された高度を守るようにという要請をしてはどうかというところかと思います。

航空法の有視界飛行の高度を守ることにつきましては，申しましたように日米合同委員会で合意された事項でございます。そもそも，外交や防衛に関する事項は国の専管事項でございますので，当然のことながらこうしたことが遵守されていくことは，国の責任においてなされるものであるというふうに思っています。

明日の知事からの要請につきましては，先ほど申しましたように，本県上空での住民の不安や懸念を抱かせるような米軍機の低空飛行訓練が実施されないように対処すること，あるいは事前に可能な限り飛行ルートを把握して提供することなどにつきまして，要請する予定でございます。

達田委員

国へはっきりさせてくださいということを言うのは，知事の任務だと思うのです。特に，ほかでもない全国知事会の会長ですから，今までに知事会で，きちんと守ってください，そして国内法が適用されるようにと申入れされていると思うのです。徳島県知事の申入れというのは，全国知事会を代表する申入れと同じように見なされると思うのです。ですから，強力に働き掛けをしていただけるようにお願いしたいと思います。

もう１点は，米軍機の低空飛行の目撃情報一覧の中で５月，６月になりますと，オスプレイとずっと書かれています。今日も飛んだかどうか分かりませんけれども，一番最近の12月３日に那賀町を飛んでいる状況がありますけれども，その状況は把握されているのでしょうか。

臼杵総務課長

オスプレイの目撃情報についてでございます。

私どものほうに情報が提供されておりますのは，12月３日の12時56分，あるいは13時６分頃，那賀町において目撃があったということで，12時56分頃につきましては１機の目撃，13時６分頃につきましては２機の目撃ということで，手元の資料ではこれがオスプレイかどうかが分からないところがございますので，後ほど確認をさせていただきたいと思います。

達田委員

今，四国でオスプレイを使用した日米合同訓練が行われているということで，香川県にオスプレイが２機やってきています。２日から始まる予定だったけれども実施が見送られていたということですが，３日に那賀郡のほうから多分，高知県のほうにも飛んでいたのではないかと思われるのですけれども，那賀郡を飛びましたのは，那賀郡木頭村折宇に湯桶丸という1,372メートルの山があるのですが，余り高い山ではありませんが登山愛好家の方がよく登られる山です。ここに登山していた方がいまして，突然大きなエイのような飛行機が山よりも低く飛んで攻撃されるのではないかと思って，本当に怖くて思わず笹原に身を沈めたというようなことが報告されているのです。

実は，登っていた方が香川県の方でしたので，徳島県のホームページを御存じないので報告がなかったのかもしれませんけれども，ちょうど香川県で日米合同訓練をやっているのでそれが飛んできたのではないかと，びっくりして香川県の米軍機を監視する団体のほうに情報が届いて，こんな危ない飛行がやられているということが分かったのです。

その湯桶丸の前方に折宇という集落があるのですが，湯桶丸の下のほうにも集落がございます。前から見たら，いつも山より低く飛んでいると。山よりも低く飛んでいるから，民家よりも低い所を飛んでいると。登山していた方も，登山をしている場所よりも低く飛んでいたということで，ものすごく怖い目に遭ったということです。もしかしたら，山村ですから上から見たら家が見えないかも分かりません。しかし，人が住んでいる，あるいは登山をしていると，人がいるのです。少ないとはいえ，人がいる所をそんなふうな危ない飛行をしていること自体，許せないことだと思うのです。ですから，徳島県のどこであれ一番奥まで集落がございますから，そういう危ない飛行をしないでもらいたいというのがみんなの願いと思いますので，そういうこともきちんと申し入れていただけたらと思います。

そして，今こうしたオスプレイが飛んでくるのも，日本全国がこういう状況になっていくのではないかというおそれがございます。沖縄の負担を軽減するんだ，沖縄の皆さんの苦難を取り除く，皆さんに寄り添ってというようなことを政府は言っておりますけれど，何の苦難も取り除かない。一層，負担を押し付ける。しかも，沖縄の苦難を日本全国に広げようとしているのではないかと思えて仕方がないのです。なぜなら，香川県で行われているオスプレイを使用した訓練は，パイロットは米軍のパイロットですけれども，中に二十数人乗り込んでいるのは日本の自衛隊です。一体，自衛隊は何のために乗り込んでいるのかと言っても，全く明らかにしない。そういう状況で，射撃の訓練をするのではないか等いろいろ言われていますけれども，本当に住民にとったら全く有り難くない。そういう訓練が，日米合同でやられている。いつ徳島県も，そういう訓練のために被害を受けるか分からないということがございますので，是非，日本全国にこういう低空飛行を広めない

ようにということを，知事としてはっきりと言ってもらいたい思いがございます。よろしくお願いいたします。

もう１点は，ホームページには非常に詳しく情報を載せられています。

動画も鮮明に写っているのを見ることができるのですが，那賀町だけのが載っているので，一般の方からの提供はなかったのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の低空飛行に関する，ホームページに関してでございます。

現在，那賀町の方から頂きました動画につきまして，掲載させていただいているところでございます。現在，募集中というところもありますけれども，那賀町以外の方からの提供はなかったというふうに理解しているところでございます。

達田委員

ホームページが開設されて間もないので，もしかしたら周知ができていなかったのかもしれませんけれども，一般の方で鮮明な動画を撮っている方もいらっしゃいますので，是非そういうのも載せてもらって，本当にこんなひどい飛行が行われているということが一目瞭然に分かるようにしていただけたらと思いますのでＰＲも兼ねて，よろしくお願いいたします。

１点だけ，お伺いしておきます。

来年の４月から非正規職員の期末手当，いわゆるボーナスを払いますということをこれまでも議論してきたのですけれども，４月から非正規職員の期末手当はきちんと支払ができるようになるのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

会計年度任用職員の関係の御質問でございます。

地方自治法が改正されまして，普通地方公共団体につきましては，条例でそれぞれフルタイム，パートタイムの会計年度任用職員に期末手当を支給することができるとされておりまして，さきの９月議会でお認めいただきました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例におきまして，フルタイム会計年度任用職員の期末手当，パートタイム会計年度任用職員の期末手当，それぞれ支給するという形で規定しているところでございます。

達田委員

このボーナスが支給されることによって，全体の収入が増えるのか。それとも，ボーナスが出る一方で月給がカットされ，全体がそんなに増えないのではないかと心配されているのですけれども，その点はいかがでしょうか。

黄田経営戦略部次長

１人当たりの年収の御質問かと思います。

現在の臨時的任用職員は，予算の範囲内で１月分の期末手当を支給しているところでご

ざいますが，会計年度任用職員につきましては2.6月分の期末手当が支給されることとなります。仮の話でございますけれど，一般的な事務業務に従事するフルタイムの会計年度任用職員に，臨時的任用職員の方が移行した場合には，期末手当の1.6月分の増という形になりまして，年収ベースで比較しますと約24万円の増額になるところでございます。

達田委員

増額にはなるということですね。これまで正規職員と同じように，忙しい思いをされて仕事をされているような方も多いという中で，非常に低い収入で働いて，官製ワーキングプアとも言われている状況を突破していかなくてはいけないのではないかと質問もしてきたのですけれども，今のままでは，まだまだ待遇も大きく改善していかないのではないかというような心配がございます。

今後，ボーナスを出しますということに加えて，もう少し待遇を改善していく必要があるのではないかと思うのですけれども，そういう点ではいかがでしょうか。何か考えておられるのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

会計年度任用職員の給与水準につきましては，さきにお認めいただきました条例に従いまして，現在，策定中の規則等に基づき決定されることになってまいります。

また，非常勤職員として設置されております約130の職につきましては，大幅に見直す予定という形で，これまで前任者との均衡等により見直すことが困難でありました報酬等につきましてもゼロベースで見直して，できる限り統一的な等級・号俸の決定を行うことにより，適正な給与水準を設定してまいりたいと考えているところでございます。

また，会計年度任用職員の採用予定人員につきましても，今後，各所属からの要求を踏まえまして，これまでもゼロベースの見直しを行ってきたところでございますけれども，改めて今回要求をお聞きいたしまして，配置の人数等を決定してまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

会計年度任用職員につきましては，期限があって，仕事の内容によったら雇い止めもできていくわけです。何年も働いてキャリアを積んでも，一般の会社のようにキャリアがあるからといって正規職員になるということがないのです。以前の答弁では，公務員だから公務員試験に合格してもらわないとということでございました。そういうことに縛られて，経験も豊富でキャリアもある優秀な方が，ずっと臨時のまま，また非正規のままやっていかなければいけない状況があるわけです。

そういうふうな制度の根幹を見直すときに来ているのではないかと思うのですけれども，徳島県として，国に対して改善を求めるような内容も要るのではないかと思うのですけれども，その点だけお尋ねしておきたいと思います。

黄田経営戦略部次長

正規職員の業務につきましては，政策を立案する，関係者との調整・折衝を行う，それ

ぞれの業務につきまして責任を取るなど，やはり求められる能力，責任度合いが大きく異なっているところでございます。

こうしたことから，県の正規職員の採用につきましては，地方公務員法で定められております競争試験による採用の原則，また厳格な成績主義が求められておりますので，やはり正規職員になる場合には，競争試験などで能力を実証していただく必要があるものと考えているところでございます。

扶川委員

米軍機の低空飛行とパソコンの持ち出しのことで少し気が付いたことがあるので，お伺いします。

９月の事前委員会で，低空飛行の行われている高度，ルート，スピードを海上自衛隊徳島教育航空群がレーダーで把握していてデータを保管していますということを申し上げました。その後，県はそれについて照会してみたことはありますか。

併せてお伺いしますが，これは，やはりアメリカ国民にも訴えないといけない。国に任せていたところで伝わりはしない，はっきり言ってそう思います。ホームページの英語化というのは，考えませんか。日本語と併記して，アメリカの人が検索しても出てくるようにすべきだと思います。この点，教えてください。

臼杵総務課長

扶川委員から，自衛隊のデータの活用と言いますか，確認でございます。

さきの委員会におきまして，委員から，そうしたお話をお伺いしたところですけれども，そもそも私どもは，そうしたデータがあるということも承知していないところでございます。そうしたところで，自衛隊のほうに確認は行っていないところでございます。

また，ホームページの英語化でございますけれども，私どもが米軍機の低空飛行に関してホームページを設けておりまして，またその改善を今年，行ったところでございます。そもそも，このホームページにつきましては，県民の皆様から情報を頂いて，あるいは頂いた情報を米軍機と確認できたものから県民の皆様に対して情報を提供していくと，こういう県民の皆様との情報の共有体制を作るという意味で行っているものでございます。英語化というお話を頂きましたけれども，現在のホームページの形を続けていきたいと考えております。

扶川委員

今日は，そんなに深くは議論しませんので，強く要望しておきたいと思います。

そんな時代ではないです。いろんなことがＳＮＳで世界に拡散して，世界規模で世論が動く時代です。ここで，日本の県民だけを相手にちまちまやっていても，このままでは変わりはしないですよ。改めて改善を求めたいと思います。自衛隊については，データがあるのを私は見てきました。直接，担当者に聞きましたから，照会を掛けてください。また次回，お願いします。

次は，データ保管のパソコンやタブレットを持って行って，外で仕事をする問題です。

例えば，個人情報を持ち出したときに，画面に表示されるでしょう。画面に表示された

ものをカメラで撮ることは，絶対に防げないでしょう。だから，機械を持ち出したら，個人情報が入っているものについては，完全に持ち出さないなんてことは不可能です。どうやったって無理です。だから，そういうデータは外で仕事をしない。そこを徹底する必要があると思うのですが，いかがですか。

髙﨑行政改革室長

今，扶川委員から，外で仕事をするときの個人情報の取扱いについて，御質問を頂いたところです。

特に，在宅勤務を行う場合には，在宅勤務実施の手引を作成しておりまして，情報セキュリティ対策といたしまして，在宅勤務実施者は，徳島県情報セキュリティポリシーにおける基本方針，徳島県情報セキュリティ対策基準を遵守し，次に掲げる事項について特に留意するよう，記載しております。

在宅勤務時は，その業務の内容が，例えば同居者の目に触れないよう，離席時にはスクリーンロックを設定するなど，情報漏えいが生じないようにすることとしております。

また，情報資産の持ち出しについても，情報資産は三つに分類しておりまして，個人情報が入っているような情報資産については，そもそも持ち出しを禁止しているところでございますので，そういった情報が入っている業務は，テレワークでできないことになっております。

テレワークを行う際には，そういった情報セキュリティポリシーを遵守した上で行うよう，定めているところでございます。

扶川委員

よく分かりました。そこら辺を徹底して，事故が起こらないようにくれぐれもお願いいたします。

それでは，事前委員会で求めておりました知事と徳島市長が面談した資料について，全て出してほしいとお願いをしておりましたら，昨日これを頂きました。行事出席の一覧表みたいなものです。昨年４月８日から今年11月25日までの87回分が出ておりますが，これは知事と徳島市長が同席した行事の一覧表であって，面会記録とはっきり書かれているのは市長などの会が陳情した時には面会となっている。その程度の資料でございます。

ところが，本会議で私の質問に対して知事が答えた，昨年７月19日，今年の９月13日と20日の面会については記載されていない。これは，どういうわけですか。

佐藤秘書課長

事前委員会で扶川委員から，知事と徳島市長の面会についてのあらゆる記録を出してくださいということで，お話があったところでございます。昨日，委員には，昨年度と今年度，知事と徳島市長が同席したと思われるような行事につきまして，一覧表という形で提出させていただいたところでございます。

このほかに，今，扶川委員からもお話がありましたように，先日の一般質問で知事から答弁させていただきました，昨年の７月と今年の９月の面会が合計３回ございます。その面会につきましては，委員からも一般質問の中で，知事と徳島市長は政治家として胸襟を

開いて話合いをすべきというようなお話もございました。そうした知事と市長の面会につきましては，正に政治家同士の会話ということでございまして，先方の御意向等もありまして，面会の日程の公開，あるいは内容についての記録等を控えさせていただくような場合もございますので，昨日，委員に提出をさせていただきました一覧表には，掲載はさせていただいていないという状況でございます。

扶川委員

それを隠すことの是非については，後で議論させていただきます。

今日の新聞を見ましても徳島市長は，知事が７月19日に面会した時には，今までどおりですね，問題ありません，どうぞと無償貸与を約束したということを発言なさっているようです。真っ向から知事の主張と違うのです。こんな異常事態は，これまで聞いたことがありません。

徳島市側には，こういう議事録やメモみたいなものが残っているのか，残っていないのか確認はされましたか。

佐藤秘書課長

徳島市の新ホール整備に関しましての業務は，県土整備部のほうで所管しているところでございます。そうした記録が県においてなされているかどうか，あるいは交渉の相手方である徳島市において，どのような記録がなされているかどうかにつきましては，県土整備部のほうでそうした対応がなされるというふうに考えておりますので，私のほうからは答弁を申し上げるような立場にないと考えているところでございます。

扶川委員

県土整備部の都市計画課長などが同席していれば，それは県土整備部のほうで分かるのでしょうけれど，知事と徳島市長だけが面談したようなものが県土整備部で分かるのですか。

そこで，もう少し具体的にお聞きしますが，この前代未聞の事態となっている責任の一端は秘書課にもあると思うのです。きちんと記録を取っていなかったという，その１点。

昨年７月19日には，徳島市側から誰と誰が県庁のどこにやってきて，県側は誰が迎えて，知事と徳島市長はどこで面談して，内容はともかく時間はどのくらいだったのか。秘書課は知っているでしょう。その問題について，それと同じく今年９月の面談についても説明していただけませんか。

佐藤秘書課長

昨年と今年の知事と徳島市長の面会についての御質問でございます。

昨年につきましては７月19日，今年につきましては９月13日並びに９月20日に，知事と徳島市長が面会されたという状況でございます。

この面会の記録につきましては，その内容というのは残ってございません。また，面会時の状況につきましても，詳細な記録等，残っておりませんが，知事と徳島市長が２人で面会されたというふうに承知しているところでございます。

扶川委員
　では，徳島市から誰が来た，県から誰が迎えたということも記録がないから分からないのですね。そう言ったって，その場でいたのだから課長は御存じでしょう。御存じのことを教えてもらえませんか。

佐藤秘書課長
　昨年７月の面会につきましては，私も確認ができる範囲で，当時の秘書課の職員に確認をさせていただきましたが，詳細につきましては承知いたしておりません。
　今年度９月の面会につきましても，記憶の範囲ではお二人の面会であったというふうに考えているところでございますが，それ以上の詳細については確認ができていないという状況でございます。

扶川委員
　こういうことになりますと，論理的に考えて，知事か徳島市長かどちらかがうそをついてるのです。私は，どちらかは分かりません。これは，重大なことです。片や県全体の代表，片や20万人を超える都市の代表です。このどちらかがうそついてるみたいなことになっているのを，秘書課が必死になって検証しないで知事を守れますか。首をすくめて待っているような姿勢に思えてならないのです。これは，今の課長個人を責めているわけではないのですよ，仕組みが悪いのです。
　それから，この際申し上げておきますけれども，知事は胸襟を開いて協議に臨むべきという私の本会議の質問に対し，徳島市長とは胸襟を開き支援を申し上げてまいったところでありますという答弁をされました。いろいろ過去に協力されたということをるる述べられて，そのとおりだなと思いましたが，先月11月１日に頂いた資料によりますと，徳島県華道連盟創立70周年記念華道展の祝賀会場だと思われますが，この会場で徳島市長から知事に面会の申入れがあったのに対し，まずは事務方で話をしたらどうかと答えられたということを知事自身が記者会見でおっしゃっていました。
　知事がそういうふうに徳島市長を突き放して以降は，一覧表によりますと11月21日，23日，24日，そして25日は市長会からの要望があり，４回知事と徳島市長が接触するチャンスがありましたが，この問題の話を一切されていない。少なくとも，例のクモの糸発言以降は，胸襟を開いているとは思えません。
　県土整備委員会での議論を踏まえて，知事は県有地の無償貸与から交換に方針を変えたようですけれども，当委員会のこの議論も知事に伝わっていくのだと思います。改めて正式にお願いをしたいのですが，本会議では時間がなくて言えませんでしたけれど私の意見は，今こそ胸襟を開いて早急に協議を再開するべきである。それが県民の願いであるということを知事にお伝えいただきたい。

佐藤秘書課長
　県議会におけます各議員の御論議，そして各委員会における御論議につきましては，知事をはじめ，県幹部に報告等しておりますので，当然，扶川委員のただいまの発言につき

ましても，知事に報告はなされるものと考えております。

扶川委員

それでは是非，よろしくお願いいたします。しっかりとお伝えください。

それで，今回の一連の問題を見ましても，先ほども達田委員がおっしゃいましたけれども，意思形成過程の記録ということが，いかに大切かということが分かります。こうしたみっともない問題を引き起こさないためにも，公文書管理条例というのは是非，必要です。本会議での原議員の質問は正に時宜を得たものでございまして，私も当委員会で，条例制定を提案してまいりましたから大歓迎です。そこで，せっかく作るのであれば日本一のものを作っていただきたいという気持ちで，幾つかお尋ねをしたいと思います。

その前に，記録の対象を明らかにするために，例を挙げてお尋ねをしたいことがあるのですけれども，議論の例示ですが，吉野川市長選挙の出陣式に知事が行かれました。これは，秘書や運転手等，公用車を使って行かれたのですか。それとも個人で行かれたのか，教えていただけませんか。

佐藤秘書課長

扶川委員から，吉野川市長選挙におけます公用車等の活用についての御質問でございます。

10月20日が吉野川市長選挙の告示日であったと記憶しているところでございますが，その際の知事の出陣式への出席につきましては，いわゆる政務という形での整理となりますので，詳しい内容につきましては私のほうでは把握しておりませんけれども，公用車の使用につきましてはなかったということでございます。

扶川委員

政務ということは，いわゆる政治活動です。政治家としての活動だったと，当然です。片や原井さんが別の所で出陣式をしていて，片や樫本さんがやっている，どちらかに肩入れして知事が公務として行くなんてことはあり得ないと思いますから，当然，政務であろうかと思います。

それで，先ほどの知事の答弁が少し引っ掛かるのです。本会議の答弁で知事は，知事と徳島市長が県庁で面談した件について，今回の面談は正に政治家同士の会話であり，徳島市長さんからは余人を交えずにとの御依頼があったため，本来は信義則上お答えすることはできかねます，このように御答弁すべきところでありますが，市のほうから面会時に確約があったとの一方的なお話がなされているため，あえて以下，御答弁をさせていただきますと断って，私に答弁をしてくださいました。

確かに，政治家同士がこっそり料亭などで私的に話し合う密談というのは，政治活動を行う上ではよくあります。それが悪いというわけではありません。その場合，本人同士がオフレコを前提とした会話をして，それを一方的に公開するとしたらそれこそ信義に反する，そんな人は信用されなくなると思います。

しかし，首長同士が県庁で文化ホールの問題を話しているのです。正に，行政の話をする場が，ここは政治家同士ということでオフレコにしてくださいなんて話がとおります

か。そこが疑問なのです。そのことについて，一切記録もしなければ説明する必要がないと，こんな馬鹿なことはないです。一番中心に，行政がその場で動いてる，現場で動いてる，公務としてやられているのであれば，きちんと記録をして，意思決定過程の情報というのはみだりに公表すると支障が生じることがあるのは私も重々承知しておりますから，いつでも公開できるわけではありません。必要なときには，きちんと公開して説明責任が果たせるようにすべきであります。それをしていなかった。そこに大きな問題があるのだと私は思います。

もし，これが政治家同士の話合いで政治活動だったとしたら，県庁を使ったらいけません。公用車で出陣式に行くのと同じことになります。県庁で，公用車でやってきた市長を迎えて，知事が知事としてお話をした中身は政治活動ではありません，公務です。公務であれば，公務としてきちんと記録をされるべきだというのが，これから作るべき公文書管理条例のあるべき姿だと私は思います。

実際，徳島市長は，この会談を正式に公務と受け取っていたからこそ，無償貸与を７月19日に約束したのだということを一生懸命言っているわけです。単なる政治家としての雑談ではありません，公式の答えを頂いたのだということを主張しているわけです。公式の意思表示をするためには，その場で覚書を作っておけばいいという意見があります。そのとおりだと思います。その点はうかつだったと思いますが覚書がなくても，例え口約束でも，県のトップ，市のトップが責任を持って約束したことは守られなければいけません。どちらかが約束を破ったというのは，とんでもない話です。それを検証できないという今回の状況というのは，ゆゆしき事態だと受け止めていただかなければいけないと思いますが，いかがですか。

佐藤秘書課長

吉野川市長選挙の出陣式と，知事と徳島市長との面会につきましては，一概に同様のものであるかどうかという議論は，非常に難しい面があろうかというふうに考えております。

面会時の記録でございますが，面会の相手方から同席を遠慮してほしいという申出がある場合も多々ございます。そうした場合には，やはり相手方への御配慮もさせていただいているような状況でございます。

そうした場合におきましても，一般的なお話として申し上げさせていただきますと，行政が施策を企画して立案する段階，そして推進していく段階では，単に首長同士の意見交換によってその全てが決定されるものではないというふうに考えているところでございます。面会の後に，担当部局や担当課において，その面会の内容が共有される中で，様々な整理や調整がされていく過程があるものというふうに考えております。そうした過程の中では，予算の編成や事業の執行，決算等をはじめといたしまして各々の段階で，議会において議員の皆様，そして当委員会等も含めました委員会における議員の皆様への様々な御説明を踏まえ，御論議を頂く中で，御理解を頂きながら事業の推進が成り立っていくものであるというふうに考えております。

一般論としてでございますけれども，そうした中でしっかりとした事業推進がなされていくものであるというふうに考えているところでございます。

扶川委員

信義上，公開しないでくださいと言われたら，それは公開しないでいいですよ，その時点はですよ。しかし，記録していなかったら，こういう問題が起こったときに対応できないでしょう。それは危機管理上，駄目です。だから，知事を守る責任が果たせていない。やはり，公人同士が密談なんかはしてはいけません。密談するのだったら，政治活動として料亭でやってください。県庁は密談する場所ではありません。そういうことを今度，公文書管理条例を整備していくのであれば，きちんとルール化していただきたい。それを申し上げておきたいと思います。

公文書管理条例の具体的な中身について，多少意見を申し上げたいと思います。

私，大阪府の視察に行ってまいりましたが，大阪府情報公開条例の前文には次のように記載されております。「情報の公開は，府民の府政への信頼を確保し，生活の向上をめざす基礎的な条件であり，民主主義の活性化のために不可欠なものである。府が保有する情報は，本来は府民のものであり，これを共有することにより，府民の生活と人権を守り，豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであって，府は，その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている。」というところで，府民のものである，説明責任を果たすことが求められているというのは，首長であるからといって例外ではありません。知事が，公人として市長とお話をした内容，その情報はもはやお二人のものではありません，県民のものなのです。求められたときには支障がない限り，説明をしなければいけないのです。差し障りがある所は黒塗りで出したらいいのです。それが情報公開条例の精神です。

そして，大阪府では「このような精神のもとに，府の保有する情報は公開を原則とし，個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ，行政文書等の公開を求める権利を明らかにし，併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより，『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに，地方自治の健全な発展に寄与するため，この条例を制定する。」と書いてあります。実に格調が高い。

徳島県情報公開条例には，ここまで書かれていません。特に今申し上げた，府が保有する情報は，本来は府民のものであるという定義は，非常に大事です。そうであれば，今申し上げたように，公務員がどこかの事件のように勝手に記録をしなかったり，勝手に処分したり，隠したり，改ざんしたりすることは，それ自体が府民に対して損害を与える許されない行為で，そういう認識を持って公文書管理条例を作っていただきたい。

大阪府の場合は，公文書管理条例ではなく情報公開条例のほうにこのようなことが書かれていますので，その情報公開条例と連動して，大阪府行政文書管理規則が作られていて，第13条にはこう書かれています。「事務及び事業を行うに当たっては，経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう，文書を作成するものとする。」と。今回，何の検証もできてないではないですか。正に今回の事案を絶対，再発させてはいけない事案と捉えて，公文書管理条例を大阪府を上回る水準で作っていただきたいと思います。

愛媛県では，加計学園問題で，今治市の獣医学部を新設する計画について，県や市の職員が安倍首相の秘書官と面会した時に県が作成したメモが見つかって，本件は首相案件と

述べたことが記録されていまして，大問題になりました。首相秘書官が，面会した覚えがないということで否定したために，国と県の食い違いが生じたわけです。こちらは県と市ですけれど。そうしたことを防止するために作られた条例が，愛媛県公文書の管理に関する条例です。愛媛県に電話で聞きました。県職員が首相秘書官と面談した時にメモを作って，知事に説明するために自分で持っていたそうです。個人的なメモは公文書で扱われないから情報公開条例でも出てこないし，破棄されてしまう。これではいけないから，この際，重要な内容は公文書として記録しようということで条例が作られたということです。

正に，今回と同じではないですか。そういう問題が起こらないように，公人として知事と市長が話した中身はきちんと記録されなければいけない。公開するしないは，その後の話です。

愛媛県の条例には，「この条例は，県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が，県民共有の知的資源として県民が主体的に利用し得るものである」と書かれています。これは，先ほどと一緒ですね。共有の知的財産，正に，行政のものでもあるのだけれど県民のものだということは，愛媛県の条例にも書かれているのです。これを欠かしては駄目です。

さらに，愛媛県は第４条にも「当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう，処理に係る事案が軽微なものである場合を除き，文書を作成しなければならない。」となっています。これは，実は平成21年に作られた国の公文書等の管理に関する法律第４条と同じ文言でございますが，今，徳島県公文書管理規則にはございません。そこで，当然ながら今度の条例には盛り込んでいただきたい。

長々と御紹介しましたけれども，徳島県で作る条例を全国で先進的なものにするために，一つは公文書等の管理に関する法律にあるような意思形成過程を跡付け，又は検証できるような文書をきちんと作成すべしという内容を盛り込むこと。もう一つは，公務に係る情報というのは本来，首長や県職員のものではなく県民のものだという観点で，今回のような事案でも，知事と市長がお話をした中身，参加者の状況がきちんと記録されるようにすべきだということを申し上げたい。

これまで，知事の公用車の記録がずさんである，それから知事の活動記録が公務であっても記録がきちんと残されていないと，そういうことがないように，仏作って魂入れずです。仏が条例だとしたら，魂はその運用です。運用を決めるのがガイドライン，あるいは規則であるとすれば，そこら辺をきちんと入れて，胸を張れる条例を作っていただきたいとお願いしておきます。

大阪府では，意思形成過程の見える化に取り組んでいることは，前にも申し上げました。ホームページに，府の重要施策について一覧表を掲載して，ここをクリックするとどんどん中へ入っていけるのです。中のほうにいきますと会議の内容が，参加者，日時，概要に至るまで，資料も付けて載っている。

先ほどの県の報告にもありました，令和２年度に向けた監察局の施策の基本方針の中で，パブリックコメントやとくしま目安箱などに寄せられた，県民からの優れた意見・提言を，事業や施策に積極的な反映をすると。いいことですが，実際これに魂を入れようと思ったら，住民に情報を提供して一緒に議論に参加してもらう必要があります。その優れ

たやり方が，この見える化であると私は思います。
　正に，この施策を実現するためにも，徳島県も大阪府のような見える化というものに取り組んでいただきたい。この点については，どのようなお考えかお聞かせいただきたい。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長
　意思形成過程の見える化についての御質問でございますが，本県の情報公開条例におきましては，県民の知る権利を尊重し，県政の諸活動に関し，県民に対する説明責任を全うするために，公開請求による公文書を公開する情報公開にとどまらず，県が保有する情報の積極的な提供や公表に努めておりまして，各部局が策定した計画，構想及びこれらの達成状況又は見直し状況や審議会等の会議資料及び会議録又は会議結果の概要など，大阪府とは見せ方が異なっておりますが，県のホームページ上のほうで公表しているところでございます。
　意思形成過程の見える化につきましては，まずは現状の施策を検証するとともに，今後検討されます公文書管理条例の整備状況を見極めながら，大阪府の意思形成過程の見える化における効果や課題を含め，研究してまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員
　これは，究極の情報公開「施策プロセスの見える化」という，大阪府の府政情報室でもらってきた資料です。確かに，私もよく徳島県のホームページで資料を探すことがありますからその範囲で，審議会などについては議事録や資料が載っているのを知っています。でも，それだけではないのです。対象とする意思形成プロセスというところが，知事，副知事，部長，所属長と行った打合せ，庁内及び庁外の各種会議等となっているのです。これは，明らかに一歩踏み込んで，もう少し意思形成過程について深く説明をしていこうという中身になっています。
　今おっしゃったように，しっかりとこういうことをやられているということを研究していただいて，徳島県も大阪府に負けない見える化をやって，住民の参加を促して，もっと県政を良くしていく取組をしていただきたい。
　それから，見え方も大事です。各課の審議会に入っていってやっと見えるというのではなく，正に見える化ですからトップページからすぐに入れるようになってなければいけません。しかも，一つの窓口から県の全部の施策にアクセスできるのが特徴でございまして，こういうホームページの作り方も含めて研究していただいて，実行性のある，中身のある見える化に取り組んでいただきたい。もう一回お答えいただけますか。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長
　今の御質問でございますけれども，繰り返しにはなりますけれども，意思形成過程の見える化につきましては，まずは現状の施策を検証するとともに，今後検討されます公文書管理条例の整備状況を見極めながら，大阪府の意思形成過程の見える化における効果や課題を含め，研究してまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

そうしたら，残りは県土整備委員会に委員外委員で出席させていただいて，短時間また質疑させていただく予定です。その内容を踏まえて，深く議論することがあったら，またこちらでも議論したいと思います。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより，採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は，これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，経営戦略部・監察局関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第１号，議案第10号，議案第12号，議案第13号

以上で，経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（14時02分）